

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議  
第1回 議事録

北海道

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議事務局

## 第1回 北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議

1. 日 時：令和5年4月21日（金）13：30～15：20

2. 場 所：北海道立道民活動センター（かでの2・7）630会議室

3. 議 題：北海道アイヌ生活実態調査について

4. 出席者

（委 員）小内委員（座長）、落合委員、貝澤委員、佐々木委員、野崎委員

（事務局）相田アイヌ政策監、松谷アイヌ政策推進局長、鶴ヶ崎アイヌ政策課長、  
中田アイヌ政策課主幹、橋場アイヌ政策課総括主査

5. 配付資料

資料1 北海道アイヌ生活実態調査について

資料2-1 第9回北海道アイヌ生活実態調査 調査票検討表（市町村調査）

資料2-2 第9回北海道アイヌ生活実態調査 調査票検討表（地区調査）

資料2-3 第9回北海道アイヌ生活実態調査 調査票検討表（世帯調査）

資料2-4 第9回北海道アイヌ生活実態調査 調査票検討表（アンケート調査）

参考資料 平成29年北海道アイヌ生活実態調査報告書

次 第

出席者名簿

配席図

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議の設置について（設置要領）

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議を開催いたします。

本会議の議事進行は、座長が務めることとされておりますが、座長が選出されるまでの間、事務局である、北海道環境生活部アイヌ政策課の鶴ヶ崎が進行を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の開会にあたり、北海道環境生活部アイヌ政策監の相田から、ご挨拶を申し上げます。

(相田アイヌ政策監)

道庁のアイヌ政策監の相田でございます。

委員の皆さまにおかれましては、本日は、ご多用のところ、本検討会議にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

また、日頃から、道のアイヌ政策の推進へのご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

検討会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

北海道アイヌ生活実態調査につきましては、道が行いますアイヌ政策の基礎となる情報を収集する為に行うものでございます。昭和47年の第1回の調査から、これまで8回にわたりまして、道内各自治体、それから、北海道アイヌ協会など関係団体の多大なるご協力をいただきながら実施をして参ったところでございます。

今回、第9回目の調査を今年度実施したいと考えているところでございます。

調査の実施に当たりましては、アイヌ施策推進法の施行など、近年のアイヌの方々を取り巻く社会情勢の変化、それから、生活の改善状況、これを調査して、適切に反映していくということが、必要になってくるものですから、このたび、有識者の先生方にお集まりいただきまして、本検討会議を設置し、貴重なご意見を伺いたいと考えております。

本調査に関しまして、皆さま方それぞれの専門のお立場から、忌憚のないご意見、ご指摘を賜りますよう、お願い申し上げます。検討会議の開会にあたっての事務局からのご挨拶とさせていただきます。

本日以降、よろしくお願いいたします。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

委員の皆様には、事前に郵送しておりますが、本日の配付資料につきましては、次第、出席者名簿、配席図、設置要領のほか、資料1、資料2-1、2-2、2-3、2-4、そして、参考資料として、平成29年北海道アイヌ生活実態調査の報告書をお送りさせていただいております。

不足などありましたら事務局にお申し付けいただければと思います。

また、大変恐縮ですが、本日追加で、4枚ほど机の上に置かせていただいております。

大変お手数ですが、まず、「出席者名簿」の差し替えでございます。

事務局の名簿、2名ほど欠席となっております、変わっております。

同様に、配席図についても差し替えをお配りしております。事務局等の配席を変えてございます。以上の2枚につきましては、恐れ入りますが委員の先生方は、差し替えをどうぞよろしくお願いいたします。

次に「調査票検討表における誤りの訂正について」といったものをお配りしております。

これも大変恐縮ですが、「アンケート調査票の検討案（資料2-4）」の記載に誤りが見つかったものですから、誤りの内容の趣旨と訂正内容を記載してございます。誠に申し訳ございません。

また、委員の先生方だけに「北海道アイヌ生活実態調査 調査票に対する意見等について」というお願いの文書をお配りしております。こちらにつきましては、後ほど事務局から改めてご説明を申し上げます。

以上4枚を本日追加でお配りをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、初回の会議でございますので、私から、委員の皆さまをご紹介申し上げます。五十音順にご紹介申し上げます。

北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授 落合 研一様でございます。

北海道大学名誉教授 札幌国際大学人文学部特任教授 小内 透様でございます。

公益社団法人北海道アイヌ協会事務局長 貝澤 和明様でございます。

旭川市立大学短期大学部准教授 佐々木 千夏様でございます。

札幌国際大学短期大学部教授 野崎 剛毅様でございます

以上5名の委員のみなさまでございます。

次に、事務局を紹介申し上げます。

改めまして 北海道環境生活部 アイヌ政策監の 相田 でございます。

環境生活部 アイヌ政策推進局長の 松谷 でございます。

同じく、アイヌ政策推進局アイヌ政策課 主幹の 中田 でございます。

同じく、主査の 橋場 でございます。

そして、私、アイヌ政策課長の鶴ヶ崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、北海道情報公開条例第26条の規定により、会議は「公開」とさせていただきます。

また、会議資料及び議事録につきましては、道の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づき、道のホームページで公表いたしますほか、行政情報センター等で閲覧に供することとなっておりますので、予めご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

では、議事に先立ちまして、座長の選任を行います。座長は、設置要領の規定により委員による互選とされております。委員の皆さま方のうち、自薦、又はどなたかをご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(佐々木委員)

小内先生を推薦したいと思います。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

ただいま、小内先生を推薦するご発言がございました。

他にご発言はございませんでしょうか。

(他の発言無し)

それでは、小内先生、お受けいただきますでしょうか。

(小内委員)

よろしく願いいたします。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

ありがとうございます。それでは、座長は小内先生に決まりました。

小内先生には座長席にご移動をお願い致します。

今後の議事につきましては、小内座長より進めていただきます。

小内座長、どうぞよろしく願いいたします。

(小内座長)

ただいま、座長に選任されました小内です。先ほど、事務局の方から挨拶がありましたとおり、この会議は、アイヌ生活実態調査、第9回目ということで、これまで8回、だいたい7年から5年の間にやっていたわけですが、こういう定期的に行われる調査の場合には、必ず問題になるのは、調査の内容・方法の継続性と、もう一つは、時代に合わせた調整、これが大きな論点となってきます。

先ほどのご挨拶の中では、時代に合わせた変更ということをお話しされましたけれども、もう一方で、やはり継続性の側面もあるので、その点をどうやってうまく折り合いを付けながら、良い調査の内容にしていくのか、これが大きな課題となると思いますので、この点について、それぞれの立場から、委員の皆さま方がいろいろとご指摘いただければ、良い結果が得られるのではないかと考えています。皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日の議事につきましては、次第にありますように、北海道アイヌ生活実態調査の見直しが議題となります。

会議の時間は大体2時間程度とお伺いしております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まずはじめに事務局の方から、この調査の概要と調査方法の基本的な考え方について、説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

改めまして、アイヌ政策課 鶴ヶ崎でございます。事務局から、北海道アイヌ生活実態調査の概要、そして、調査方法の基本的な考え方等についてご説明を申し上げます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お配りしております資料1によりご説明いたします。まず、表紙を一枚おめくりいただきまして、資料1 ページ目についてでございますが、こちらには、本資料に記載している内容について項目を示しております。この会議でご意見をいただきたい検討テーマは二つありまして、一つめは「調査方法」、二つめは「調査内容」でございます。本資料もそれに従った内容となっております。

資料の2ページ目をご覧くださいと思います。

本日第1回目の開催となりますこの「有識者検討会議」について、改めまして申し上げます。

会議の趣旨などにつきましては、資料2ページ目に記載のとおりでございますが、この会議を設置いたしました趣旨につきまして補足の説明をいたしますと、本調査は、これまで、その実施に当たり、北海道アイヌ協会様や国などに個別に意見を聴くなどというようなことは行ってまいりましたが、このような会議を設置して、外部の有識者の方などからご意見をいただくというようなことはこれまで行ったことはなく、今回初めて設置した次第でございます。

なぜ、第8回までは行ってこなかったこのような会議を今回初めて設置して、ご意見を伺うこととしたのかと申しますと、近年のアイヌの方々を巡る様々な環境、社会情勢の変化、例えば、アイヌ施策推進法の制定、ウポポイの開業、アイヌ文化に関する様々な動き、アイヌの方々への差別にまつわる様々な事案の発生や、あるいは、新型コロナウイルス感染症の拡大など、様々な社会情勢の変化があることがございます。また、加えて、近年実施した本調査の結果に関する議論など、こうしたことも踏まえますと、本年度、この調査を実施するに当たって、統計精度の向上を一層図りまして、よりの確にアイヌの方々の生活実態や意識を把握するためには、統計の継続性・安定性に十分配慮することを前提としながらも、この調査の内容や方法につきまして、外部の有識者の方々から専門的なご意見を伺い、そのご意見を踏まえて調査を実施する必要があると判断いたしました。

そこで、道といたしましては、このたび、このような会議を設置することとしたものでございます。

資料の3ページ目をご覧くださいと思います。

北海道アイヌ生活実態調査の概要につきましてご説明いたします。

この調査は、資料記載のとおり、本道におけるアイヌの方々の生活実態などを把握して、アイヌ施策のあり方を総合的に検討していくための基礎資料を得ることを目的に、昭和47年の第1回調査以降、概ね7年毎に、近年は概ね5年毎に調査を実施してまいりました。

直近の調査は平成29年に実施をしました第8回調査でありまして、本年度に、第9回の調査を実施する予定としてございます。

この調査は、道のアイヌ施策を企画・立案して、推進する上で最も重要な調査でありまして、調査結果は、道内のアイヌの方々の生活や意識に関する基礎的な統計として、資料に記載しておりますとおり、推進方策など道のアイヌ施策の策定に活用してまいりました。

この調査における調査対象でございます「アイヌの方」の定義についてであります、「2」の記載のとおりとなっております、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方と、婚姻・養子縁組等により、それらの方と同一の生計を営んでいる方としてございます。

資料に記載しておりますとおり、この調査の対象となる方は、これまでの調査では「各市町村で把握したアイヌの方」を対象としてまいりました。

したがいまして、この調査は、道内に居住しているアイヌの方の全数を対象としてカバーできているわけではございません。よく誤解されるところなのですが、アイヌの方の実際の人数、世帯数につきましては、道としても正確には把握してございません。

また、この調査の構成ですが、下に記載しておりますけれども、事前調査という調査と、4つのパートの調査で構成されております。

道内各市町村の方に回答をお願いしております「事前調査」、「市町村調査」、「地区調査」、それから、調査員が、抽出されたアイヌの方の世帯に直接出向いて聴取調査を行う、「世帯調査」、「アンケート調査」、これらに分かれていますところがございます。

資料の4ページ目をご覧くださいと思います。

この調査方法についての、基本的な考え方についてであります。先ほども申し上げましたけれども、この「アイヌ生活実態調査」は、これまで昭和47年の第1回調査から、一貫して同じ考え方で、ここで「考え方」と申しますのは、調査対象をどう考えるか、どういうアプローチで調査するかということなのですが、同じ考え方で調査を実施してまいりました。

それは、道から市町村に対して「アイヌの方が居住している地区」を照会して、その地区において市町村が把握しているアイヌの方の世帯、それを調査対象とするというものでございます。

私どもと致しましては、本年度実施する第9回の実態調査につきましても、この考え方を基本的に維持・踏襲して行ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

そう考える理由といたしましては、まず、これまで一貫して継続して実施してきた本調査の基本的な考え方については、統計の安定性・継続性の観点から、これを突然変えてしまうということは望ましいことではない。例えば変えざるを得ないとするやむを得ない事情があれば別なのですが、現時点でそのような事情は見当たらないと考えております。

もう一つの理由ですが、他の機関でもこのような実態調査を行っているところがあるのですが、そこでは、例えばアイヌ協会さんの会員を調査対象者として実施している例もあるものと承知をしているところですが、仮に今回、この調査でそのような方法をとるとすれば、調査対象者の範囲を従前の調査から大きく変更することになりまして、調査対象者数が急激に変動する、また、調査対象者に何らかの偏りが生じるということも懸念されるところでございます。

従って、本年度実施する調査は、これまで実施してきた調査と基本的な考え方としては同じ方法によって実施してまいりたいと事務局としては考えているところでございます。

調査の概要及び調査方法の基本的考え方についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小内座長)

はい、どうもありがとうございました。今、事務局から、この検討会についての説明と、それから、北海道アイヌ生活実態調査の概要、その基本的な考え方について説明がありました。

今説明のあった内容について、委員の皆さまからご意見、ご質問などございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(貝澤委員)

皆さんがなければ私の方から。

小内座長がおっしゃったように、この実調のことについては、継続性ということが大事だと考えているところは十分理解しているところですが、過去の実際に行った例から見て、私も含めて、この調査に協力する対象者になってきた経験上から言うのですけれども、ここまでやったときに、市町村がどれだけアイヌの数を把握しているかというのが、道内の状況によって変わっている

と思います。実調の中でアイヌがいないとされている地域が多いと思うのですよ。

市町村が179ある中で、私どもの地区協会は50地区にあるわけですが、調査の仕方といっても、市町村にアイヌの把握をしている数字を上げてくるということで対象者を決めるということになると、また今回同じようにやって、どのようなまとめ方になるのか、と思います。

前回やったときに、市町村として、数を把握するのに苦労されているようなことがあったと思うのですが、それらをどのような形で今回クリアして、市町村に協力をお願いするのかといったことについてお話しさせていただきたいと思うのです。地区によってまちまちだと思うのですが。

ですので、母数をどうするか、減ってもそれは構わないということなのか、そこから情報を得て、これからの施策に反映させていくのか、数が多ければいいという話なのか、数が少なくとも中身を見ていくのか、そういう「押さえ」みたいなところを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思いました。

(小内座長)

今の話は、数が多い少ないというよりも調査の本質に関わることなので、どういう方々を対象とするのか、その方々を把握するのにどういうやり方が一番いいのかという話になってくると思うので、この辺について、まず一回事務局の方から、こういう考え方だということ、なぜ従来と同じような考え方をしたのか、今、貝澤委員が言った中では、各自治体で、市町村で、把握がしづらいつころがあったのではないかという話もあったので、その辺は私たちもよくわからないということもあるのですが、その辺も含めて、説明していただいた上で、他の委員の方にも、今の論点について、あるいはまた別の、調査をするときの対象をどう把握するのかということについてご意見をいただければと思います。

まず一度、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。市町村によって捉え方がまちまちだと、それはどういうことなのだろうか。こちらで提示したアイヌの定義というのは、市町村は皆把握しているわけですね。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

私どもは、この調査を行うに当たって、まず事前調査という形で、アイヌの方が市町村にいらっしゃいますかということをお聞きして、その中で、どの地区に何世帯、何人いますかということをお聞きして、事前調査の中でご報告をいただくというところから始めていくのですが、そこで、市町村が把握しているアイヌの方の世帯がどこにいるかというものを示していただくということになるのですが、事前調査を行うに当たっては、市町村にこのような方法で私どもに報告してくださいという方法をお示ししているところなのです。それは、これからご説明させていただきたいと思いますが、ただ、現実的には市町村それぞれに事情を抱えていまして、かなりの精度で把握しているという市町村もあれば、なかなか情報を得ることが難しいという市町村もあり、さまざまありまして、そうなりますと、各市町村がとり得る現実的な方法で把握していく、その中で把握できた方を調査対象として各調査を行っていく、というアプローチをとらざるを得ないというところがございます。

その中で市町村がなかなか把握しづらくなってきているのか、ということにつきましても市町村によりさまざま、問題なく把握できているという市町村もあれば、難しくなっているという

市町村もありますので、それぞれ市町村の置かれている実情を踏まえながら、突然把握できなくなって大きく変動するというようなことがないような形で、市町村にはフォローをしていきたいということで考えているところでございます。

(小内座長)

わかりました。説明の内容はわかりました。何かご意見は。

(落合委員)

よろしいでしょうか。

このあたりは私も正直とても気になっていたところなのですが、9ページに検討を要する論点、調査方法について、とあります。私が気になっているのが第6回から第7回、さらには第8回にかけて、調査にご協力いただいた回答者数が激減していることで、まだ、この説明がなかったのも、ここを論点とすることは早いのかなとも思ったのですが、どうでしょうか。

(貝澤委員)

まさにそこなのですけれど、前回は踏まえて、今回、その問題を解決するために、こういったことが新たに、提示できれば市町村も、この前やったときとまた同じ苦勞を今回も同じことをするのかと、また市町村の担当者も替わっているはずなんですよね。次回も踏襲してやってくださいと言っても困るというようなことにならないように、やりやすいような、進められるような配慮があるんじゃないか、という思いが最初にあったのです。

(小内座長)

私が先走って論点にしたので。でも実質的にはこの話になると思うのですけれど。

一応、いまのところの説明までは、よろしいでしょうか。

(落合委員)

法学を専攻している者として参加させていただいている立場から聞きたい、という観点で申しますと、アイヌ政策推進法のもと、アイヌ政策推進地域計画を提出し、これが認められて交付金を受け取っている地方公共団体が増えて参りまして、そういう、いわゆる認定市町村であれば、把握できている数が増えていることを期待したいところではあるのですね。

ただ一方で、アイヌ政策推進地域計画の応募に積極的に応じている自治体以外のところで、アイヌの方々の不満として聞こえてくるのは、窓口でもそういうものに対して極めて消極的だということです。

少し、このような自治体ごとの程度の差や積極性の差というものも出てきているかもしれませんが、そこを確認するという意味でも今回の調査は重要な側面があると思っています。

(小内座長)

今の話は、結局内容に入ってしまうのですが、同じようなやり方をするにしても、自治体に対

し、少し噛んで含めて、これまでと同じようにということだけではなくて、これまでと同じなんだけれども、やり方については十分注意を払っていただきたいというような念押しをした方が良いという話になってくると思いますが。

4ページまでの説明に対する質問といっても今のような質問になってしまうと思うのですが。

他に何かございますか。

では、私から質問するのは変かもしれませんが、市町村が把握しているアイヌの人たちが、調査対象者としてリストアップされるという、まずその話なのですが、その時に、アイヌの人々との関わりというか、アイヌの人たちが自ら、一番代表的なのはアイヌ協会さんですけども、アイヌ協会さんが、自治体に、こういう人たちがアイヌの方々ですよ、というやり方というのは、されているのですか。それともそれは全く関係なく自治体で把握されているのですか。

(鶴ヶ崎)

それも「市町村による」ということになると思うのです。

そのようにアイヌ協会さんに情報をいただくというような市町村もあれば、市町村自らが情報を持っていて、アイヌ協会さんからの情報も加えて更新していく、というところもあります。

(小内座長)

アイヌ協会さんの方は、毎回この調査に関して・・・。

(貝澤委員)

一つの例として申し上げますと、地域協会によってもこの調査にどう関わるかということについては、対応が違っていたりするのでですけども、私の所属している地域、自治体はですね、そう多くはなかったのですが、市町村調査の段階で、地元の協会と市長名で、アイヌ協会のメンバーに、今回こういう調査をやるので、ご協力していただけるかどうかというのを、事前に問うて、そして回答をもらってこの実調に協力したということがひとつありまして、そういうやり方が可能な地域は限られると思うのですけれども、100人とか200人となった場合など、ところによっては、すべてがそういう方法を取れないところも中にはあつたりしますので、やはり市町村の考え方によって左右されるというところが大きいのです。

アイヌ協会のメンバーを把握しているところも一部にありますし、地元からこういう会員さんいますよという情報を提供して、そこで把握するという方法もあるかと思いますが、アイヌがいてもわからない自治体もありますし、そのようなところがこの調査で、先ほど言ったように道から連絡を受けたときに、どのように把握しようかという術がないわけですよ。

そういう苦勞があると聞いていますね。

(小内座長)

そういう場合の「わからない」というのは、自治体がわからないだけではなくて、アイヌ協会さんもわからない。

(貝澤委員)

アイヌ協会で把握しているところもあります。何人かいるということだとか。そういう追跡も過去にアイヌ協会としてもしたことがあるのですね。知り合いにいれば情報をください、ということで、国の調査に協力したこともありました。非常に難航しました。やはりアイヌであるということ公言することに抵抗があつて。

人数を把握するまではいっても、その人に調査をお願いするまでに至らないということがあつて、非常に厳しいところです。私も夜、対象者のところに連絡を入れてご協力を得るということを経験している関係で、こういう話をしています。

ですから、すべてに行き渡らない状況下で、そのなかで、最大限いかに情報を得られるかということは、地元の協会と市町村が密接に関われるように、これは道の調査ですから、道としての対応もそうですし、また、これにかかる経費等もあるでしょうから、そういったものをきちっと整えて、実施するというのが望ましいと思います。アイヌ協会としても協力体制を敷いていくのですけれども、自治体に対しても、前回やりにくかったところをクリアして当たるということが大事なのかなと思います。

それで、北海道庁さんが前回やったときに、苦労されたことというのが、今回、同じようなことが出てくるかと思しますので、繰り返しになりますけれども、そうした押さえるところをした上で、進める必要があると思います。

(小内座長)

わかりました。この対象者の選定の仕組みに関しては、少なくとも事務局の方では、従来とっているような、市町村で把握してもらう、これでやりたいという話だったのですけれども、それはそれでも構わないけれども、もう少し工夫が必要じゃないかと、そういう話だと思います。

その工夫については、実際のやり方を説明していただいた上で、こういうところはもう少し工夫ができるのかな、ということになると思います。

それ以外の調査のやり方というのも実は本当に難しいのですね。アイヌ協会さんの会員だけをやるというのも、それはちょっと変だし、それに、そもそも対象者が、私たちも協会さんと協力してもらって、アイヌ・先住民研究センターで調査をやったことがあるのですけれども、なかなか対象者を把握するのは難しいので、これはどこも実際に調査をするとすると難しいと思います。

その点でいえば、この「アイヌ生活実態調査」はこれほど長く続いてきているので、このやり方を踏襲するというのはいいと思うのですけれども、ただ、そのやり方を、もうちょっと、実際の運用の仕方ですね、仕方を工夫してみるという手はあるのかなと思います。

いまのところここまでにしておいて、実際の、細かいところを聞いた上で、もうちょっと工夫のアイデアとかあれば出していただきたいと思います。

他に何かありますか。今、対象者の選び方の問題なのですが。

よろしいでしょうか。

それでは事務局から、説明の続きをよろしく願いいたします。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

それでは、資料1の5ページ目以降をご説明させていただきます。

前回、平成29年の調査を、具体的にはどのような方法で実施したのか、というところと、それから、この調査を実施するに当たって、既にそのようなお話になっているのですけれども、事務局として検討を要する論点につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、5ページですが、前回調査の中で、「事前調査」からご説明申し上げます。

この調査は、道内のすべての市町村を対象に行います。

各市町村のアイヌの方の居住者のいる地区、地区ごとの世帯数、そしてその人数をご報告いただく調査を行います。

この事前調査というのは、先ほど申しましたとおり、世帯調査とアンケート調査を行うための対象者の標本抽出を行うために主に利用していくと同時に、ここで調査対象とされた方についての情報を集めていくというのが市町村調査となっているということでございます。

市町村調査や世帯調査などの調査を行う1か月前に、つまり「事前に」、道内の全市町村に照会をする、ということにしております。

各市町村では、自ら情報を保有しているというところもあれば、各地域のアイヌ協会さんにご協力をいただくというところもあり、また、各市町村で生活向上施策などの業務を行う中で把握しました情報も集約して、アイヌの方の世帯及び世帯人数を私どもにご報告いただいているところでございます。

なお、ここでいう「地区」というのは、地方自治法第260条の規定に基づく、市町村区域内の町（まち）、もしくは字（あざ）の区域を指してございます。これらの地区を、その地区における就業別の人数の構成によって、「都市型」とか「農村型」とか、こういった5つの類型に分類してご報告いただいているところでございます。

この5つの分類というのは、本調査のうちの「地区調査」の中で、その類型ごとに集計・分析を行うために行っていた分類でございます。

また、この分類は、世帯調査やアンケート調査の標本抽出にあたって、地域の産業構造の違いによるサンプリングの偏りが生じないように調査地区を選定するための資料としても活用してございます。

資料の6ページ目をご覧いただきたいと思います。

「市町村調査」と「地区調査」についてご説明いたします。

これらの調査の対象となるのは、すべての市町村ではなくて、事前調査の中で「アイヌの方が居住している」と回答した市町村になります。

前回の調査では、63市町村が調査対象となっております。

調査の方式としては道が調査票を該当市町村に送付しまして依頼をして、市町村において回答を作成する、というものでございます。

「市町村調査」では、調査対象世帯、調査対象者であるアイヌの方々の、生活や教育、就業や住宅の状況について、調査をし、アイヌの方々全体を集計したデータを道にご報告いただく、ということになっています。

また、「地区調査」については、市町村調査のうちの一部の項目について、地区ごとに報告をしていただくということでございます。

前回の調査では、646 地区が調査対象となっております。

具体的な調査項目については、資料の下に記載のとおりでございます。

その下の表にある調査項目の中で、青くマーカーしている項目、例えば、生活保護の状況や農家数など、こういったものが、市町村調査だけでなく地区調査でも調査項目としている、という項目でございます。

次に、7 ページをご覧くださいと思います。世帯調査についてでございます。

世帯調査は、事前調査で報告された地区の中から、人数や地域、世帯類型を考慮しまして、地区内のアイヌの方の人数や地域バランスを考慮しながら、つまり、母集団の特性ができるだけ偏りなく反映されるように調査対象地区を道で選定をいたします。それらの選定された地区の中から、知事が委嘱した調査員が、調査対象世帯を無作為抽出したうえで、その世帯に直接出向いて、その世帯の生活の状況などについて、面接によって聴取調査を行うという調査でございます。

これは面接による聞き取り調査ですので、調査票は基本的には調査員が記入するというようにしていますが、対象世帯が特に申し出た場合に限り、調査票を世帯に留め置いて、世帯主等が記入の上、調査員が回収するという方法も例外的にですが認めております。調査票回収後の集計作業は道が行います。調査項目としては、資料の下に記載している項目でございます。なお調査対象世帯数については、調査設計上は概ね「300」ということで数を設定しております。

資料8 ページ目をご覧くださいと思います。次は、アンケート調査についてです。アンケート調査は、世帯調査で調査票を配布した世帯の15歳以上の世帯員である個人全員を対象に、世帯調査同様、調査員による面接聴き取り方式により調査を行っているものでございます。調査票の記入方法や回収・提出・集計の方法も世帯調査と同じです。前回調査における有効回答者数は671人となっていたところでございます。この調査は調査対象となったアイヌの方個人について、その意識や考え方などを調査するもので、調査項目としては資料の下に記載しているとおりでございます。以上、前回までの実態調査の実施方法につきましてご説明してまいりました。

ここからは資料9 ページ目をご覧くださいなのですが、今までご説明した調査方法のなかで若干の検討を要する点について、ご説明申し上げたいと思います。論点は3点でございます。一つ目は、調査対象世帯・調査対象者の把握について。二つ目は、市町村に回答していただく2つの調査における個人情報の取り扱いについて。三つ目は、世帯調査・アンケート調査における調査票の回収方法についてでございます。

まず、一つ目の論点であります「市町村における調査対象世帯・調査対象者の把握について」ですが、アイヌ生活実態調査では、先ほどご説明いたしましたとおり、事前調査につきまして、各市町村に、市町村管内の地区別のアイヌの方のいる世帯数、世帯人数をご報告していただいております。市町村に対しては、アイヌ世帯数の報告を求めるに当たって、私どもといたしましては、過去の実態調査、前回の実態調査で把握した結果をまず一つ踏まえていただいて、それに各種アイヌ生活向上対策を利用された方、あるいは各種生活相談員などの活動を通じて把握されている方、あるいは地域のアイヌ協会の会員・その他の縁故者などから人数や調査対象者を確定してくださいと、そのようなお願いをしているところです。それに当たっては、北海道アイヌ協会さん及び各地のアイヌ協会さんと十分連携をとって把握に努めてくださいと、このようにお願いしているところでございます。

上に記載している表は、第2回以降の調査対象世帯数及び人数の推移を示したものでありますが、ご覧いただくとわかりますが、世帯数は、平成18年の第6回調査まで増加を続けていたわけなのですが、平成25年第7回調査、平成29年の第8回、前回の調査で大幅に減少をしたという推移です。人数としても、平成18年調査まで概ね同じ水準で推移してきたわけですが、平成25年調査及び平成29年調査で相当数の減少となったということでございます。

この数につきましては、先ほども申し上げたとおり「市町村で把握したアイヌの方々の世帯数及び世帯構成員数」でありまして、アイヌの方の実際の世帯数や人口を示しているものではないわけですが、そうであるとはいえ、これまでこういった推移もあって、様々な議論がされてきた次第でございます。私どもとしては、この計数が、このような推移となっていることの要因や背景といたしまして、市町村のアイヌ世帯の把握に当たってご協力いただいております各地域のアイヌ協会様の会員数の推移が一つの背景となっているのではないだろうか、また、例えば地方から都市部への住民の方の転出等があった際に、転出後のその方々の動向の把握がなかなか困難となっているという状況があるのではないだろうか、さらに、個人情報保護に関する意識の高まりなどから、この調査への協力を躊躇する方が増えているのではないかと考えているところでございます。

こうした背景があると考えられるわけですが、本年度実施する調査につきましても、先ほどから申し上げておりますが、前回調査と同様に市町村で把握できたアイヌ世帯、世帯人員を調査対象とすることを基本としたいと考えております。アイヌ世帯の把握に当たりましては、各市町村の実情や過去からの経緯を踏まえた現実的な方法で行うということ、調査対象者の把握に当たっての基本的な考え方にさせていただきたいと考えております。それにあたりましては、できるだけ調査対象者が把握できるように、確保できるように、市町村に対していろいろな働きかけなり、フォロー、サポートなどをしてまいりたいと考えているところでございます。

資料の10ページ目をご覧いただきたいと思っております。二つ目の論点でございますが、「市町村調査及び地区調査における個人情報の取扱いについて」ということをご説明いたします。市町村調査及び地区調査は、調査対象者として把握できた方について市町村が調査を行うというのですが、調査の実施フローについては、資料10ページ目の上に記載しているとおりでございます。私どもが想定している調査の方法ということで市町村に示しているわけですが、道が各市町村のアイヌ施策担当課、これが調査担当課となるのですが、ここに対して調査を依頼していくことになります。調査担当課でありますアイヌ施策の担当課では、先ほど申し上げた方法によって把握をしたアイヌ世帯や世帯人員に関する情報を各関係課に示しまして、当該アイヌ世帯・世帯構成員に関するデータを集計していただいて、その集計結果をアイヌ施策の関係課、調査担当課に開示していく。調査担当課は、各関係課の集計結果をとりまとめて道に結果を報告する。道では全道分を集計して取りまとめる。これが市町村調査及び地区調査の流れとなっているわけでございます。

道ではこれまで一貫してこういう方法で市町村調査・地区調査を実施しているということございまして、私どもといたしましては、前回29年の調査の実施に当たっても、市町村に対して調査依頼文書を発出するに当たって、この方法についての個人情報の保護について、道としての考え方を発出しまして、本件調査は個人情報保護制度に照らしても問題ないということを説明して調査をお願いしているところでございます。

しかし、一部の市町村から若干の疑問も頂戴していることもありますので、市町村に対してこの調査をお願いするに当たっては、個人情報保護に関する法令や国の解釈等につきまして、市町村に十分に説明しまして理解を求めるとともに、本調査の意義について改めて丁寧に説明申し上げ、円滑に市町村調査及び地区調査を取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料の11ページ目をご覧いただきたいと思っております。三つ目の論点でございますが、「世帯調査・アンケート調査における調査票の回収方法」についてでございます。「世帯調査」や「アンケート調査」では、世帯の年収であるとか、年金受給額であるとか、借入金の状況であるとか、あるいは過去の被差別体験であるとか、こういったものについて聴き取り調査を行う、こういうことになる関係から、なかなか調査対象者の方がご自分の回答内容を調査員に知られたくないと思っていられるということで、調査が円滑に進みにくいですよ、というご意見が一部から寄せられているところでございます。

前回の調査では、前回の調査からだと思っておりますが、調査票を調査対象者のご自宅に留め置いて、ご本人に記入いただき、記入後に調査員が回収する、こういう方法も認めるようになったのですが、それでもこのような声があることを考慮しまして、今回の調査から、調査員に回答内容を知られずに回答する方法についても検討しているところでございます。具体的には、回答が記載された無記名の調査票を、直接道庁に郵送していただくという方法、あるいはインターネットで回答できるフォームを用意しまして、調査対象者がそのフォームに無記名で回答を行うという方法を導入することを検討しております。

多くの市町村に聞いてみますと、このような方式の導入には概ね肯定的でございますが、その一方で、例えば「この調査は、調査員が訪問して、お願いをして説明して初めて協力が得られる調査である」というご意見であるとか、あるいは「実際に調査対象のご本人が回答したかどうかを確認できないのではないだろうか」とか、あるいは「年配の方など細かい字を読むことが困難であり、やはり調査員による説明が必要なのではないか」とか、こういったようなご意見もあったわけでございます。

さまざまなご意見があるわけでございますが、私どもとしましては、調査票の回収方法につきましては、基本的には従来どおりの調査員による面接聴き取り、そして調査員による記入という方式を基本としながらも、今回初めて、希望される方にはインターネットや郵送による回答も選択可能とさせていただくということで、回答の匿名性に配慮した形で、1件でも多く調査票を回収したいというふうに考えております。

以上、前回、平成29年の調査の方法及び検討を要する論点につきまして、ご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小内座長)

どうもありがとうございました。ここで三つの論点が出てきたので、それぞれについて、その前に説明のなかでわからなかったところがありましたら、もう少し詳しく聞きたいところがありましたら、ご意見を申し上げます。

なければこの3つの論点があったのですけれども、いずれにしても少しいろいろな意見が出てくる可能性があるもので、一つ目は既に議論に入っていましたけれども、それをもう少し先に進めてみ

たいと思います。ここがおそらくこの調査の一番重要なところだと思いますので、対象者をきちんと把握できるかどうか、ここについてご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

先ほど私たちが議論していた内容は既に事務局の方でも同じような努力をされているようなことがあるので、さらにどうしたら、それでも前回、前々回とずいぶん対象者が減ってきているので、この対象者が減ってきているのは、基本的に自治体側が把握する数が少なくなっていることなので、これをどのようにして改善するのかということです。

たぶんやり方としては市町村にまず調査するというのは、これよりいい方法はなかなか見つからないと思っています。

(貝澤委員)

結構市町村の負担が大きいところがあるのと、あとは、特に調査に関わる人が、一軒、一軒回るということなど、結構大変な作業だと思うのです。

(小内座長)

まず事前調査の話ですから、これは一軒、一軒回るということではないのですよね。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

市町村によりまずけれども、想定しているのは、市町村で把握している現時点での、前回調査の方法をまずは確認して、そこで持っている情報からどう変動したかということを経験的な情報で更新していただくということが、私どもが想定している方法ということになります。

(佐々木委員)

それでいうと、ちょっと中身の話にはなってしまうのですが、平成29年調査の63の市町村が、居住者がいるということで回答しているのですが、これまでの調査を踏襲するとなると、これまでも例えばアイヌの居住者がいないと回答した地域は「やっぱりいないです」ということになりがちなのか、そのあたりはどのような状況なのか聞いてみたいです。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

事前調査は全市町村に照会をかけることになるのですが、そこで前回ゼロだから今回もゼロというような判断をすぐにはしていただくのではなく、本当にいろいろな情報を集めても、いらっしやらないでしょうか、という追加のアプローチはする必要があるのではないかと考えておりました、例えば私どもが担当しているいろいろな施策の実施状況などから知り得るようなものと突き合わせて、アイヌの方が居住していることが想定される場合には、その市町村には再確認をお願いするというアプローチも検討しなければならないところもあるのではないかと考えております。

(小内座長)

しなければならぬ、というのはこれまではしていなかったということですか？

ごめんなさい、追及しているわけではないのですが。

(貝澤委員)

市町村は術がないですよ。他の例でもあるのですが、アイヌの意見を聞きたいけれども、私どものアイヌ協会がないところはどうやって聞いたらいいだろうと戸惑っています。

いつも言うのは、それはまずは情報を公にして、その地域、市町村の中にこういう実態調査をやるのです。実施に当たって、自らこの調査に協力できる人がいたら、ここに連絡くれないかというふうに周知をしない限り、市町村は住民台帳を見てアイヌかアイヌでないかって書いているわけではありませんから、北海道として周知をするかしないかですよ。

それを全道に周知をした179市町村の中から、この調査に協力していただける地域をこれからね、調査するわけです。今、63という形でありますけれども。だからそういうふうに周知の仕方の工夫ができないものなのかな、ということが一つ。

市町村でやる前に北海道としての、周知の仕方というのが何か方法がとれないのかなと思ったりもしていますし、あとはその市町村でそれをやるべきということをお願いするわけですが、そういった部分で町の協力をしっかり得られるようなお願いの仕方というの、そこは必要になってくると思いますけれども。

(小内座長)

貝澤委員の言っていることは、市町村に調査の実施をお願いする前に、趣旨を全体的に説明すべきだということですか。

(貝澤委員)

そうです。

(小内座長)

その全体っていうのはどういう人たちを対象にしているのですか。

(貝澤委員)

北海道全域の、アイヌだと自覚している人たちに、こういう調査をやっているってことが伝達しないと伝えないのではないかな。

(小内座長)

それはアイヌ協会さんにですか。

(貝澤委員)

アイヌ協会以外にも。

(落合委員)

実は、国際森林認証制度の規約では、森林の施業などにおいて、先住民族の権利利益に影響を及ぼして

いないこと、という基準が設けられまして、道内に森林を所有しておられる方や、道内の森林で施業したり、木材を流通させたりしている企業などは、アイヌ民族の方々に何か悪い影響を及ぼしていないかを調査しないと、FSCなり SGEC とよばれる森林認証を取得できなくなったのですね。

このことを確認するためにどういう方法が取られているかと申しますと、両規格で若干の違いはありますが、基本的に FPIC が必要だということになっておりまして、要するに「自由な、事前の情報に基づく合意」というものが必要になってくる。でもアイヌの方々がその森林施業地域にいらっしゃるかどうかわからないから、アイヌの方々の FPIC を得るためにどのようにしなければならないのかといったら、例えば SGEC では、当面の森林施業計画を市町村の広報なり何なりに掲載して、この施業地域でこういう施業をすることについてアイヌ民族として何かご意見のある方は、ここまでご連絡くださいという周知を市町村単位でやる。そして掲載してから半年間ほど待って何の連絡もなかったら FPIC が得られたものとみなして施業をする、というような手続きを設けています。

そういうイメージで、おそらく、このような生活実態調査を実施するなら、市町村単位で広報なりにきちんと載せて、これについてご意見や協力の意向のある方は、市町村のどこどこまでご連絡くださいと周知する、というようなことをイメージなさっているのではないのでしょうか。

(貝澤委員)

そこは個人情報的なものが他に漏れるものがないということを大前提に周知することをしない限り、きっと市町村としては把握すること自体、データを持ち合わせていないと思う。

(落合委員)

過去の回答が「アイヌの方がいません」という市町村であっても、それは形式な手続としてもきちんとやらせるようにしたいということですね。

(貝澤委員)

その姿勢をきちんと示さないと、市町村に判断というか任せてしまっているのではないかな、というふうに見受けられるので。

(小内座長)

今のお話を現実的に考えると、北海道、道庁の方で、この担当部局の方で、文書を作って、それを、それぞれの市町村に広報の誌面を使って必ず載せて周知してほしいという話ですね。

それは一つのやり方としてあり得るのかもしれない。

それをみんなそれぞれの市町村に広報でアナウンスしてくれって言っただけじゃ、何を書いているかわからない。結局こちらで文書を作って、それを載せてというしかないのかなと。

(貝澤委員)

北海道の調査ですからね。

(小内座長)

そういうやり方はあり得ますよね。今すぐにそう決めるわけではないのですが、一応こういう案がこの委員会のなかで一つでてきたということですね。

他に何かありますか

(落合委員)

確認させていただきたいことがあったのですが、そのいわゆる事前調査で市町村単位でのアイヌの方の把握の状況を確認する時に、前回調査で把握した方と、その後のアイヌ施策を利用した方と、あと他にどういった情報があって、ということでしたか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

先ほど申しましたのは、前回の調査結果に関する情報を基本として、地域アイヌ協会さんから情報を入手するとか、生活向上施策の利用者に関する情報であるとか、あるいは生活相談員さんなどの日常の活動を通じて把握できた情報であるとか、あるいは地域のアイヌ協会さんが会員及びその縁故者など、会員の方が把握している方に関する情報、そういったものから、何とかアイヌの方が居住する世帯の把握をお願いしますという、そういうお示しの仕方をしています。

(落合委員)

そうすると、そうした人数把握において、やはりアイヌ協会の皆さんや生活相談員さんから市町村に対して提供される情報というのは、とても重要だったのだけれども、個人情報保護法が制定されたことを受けて、そうした情報を市町村に提供することが難しくなって、俄然、情報の把握が難しくなったというような声は市町村側からは届いていないのでしょうか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

生活相談員さんは市町村から委嘱されているので、アイヌ協会さんから情報を入手するという点について、全ての市町村さんからそれが難しくなったことを聞いているわけではないです。今までどおりで大丈夫です、というようなお話も相当程度聞いております。

(落合委員)

アイヌ政策の持続可能性というか、それがやはり多数派を占めている和人側のご理解によって支えられていくという観点からすると、何度も強調されているように、そして私自身も強調すべきだというのはずっと申し上げていますが、そうはいつでも、調査対象、調査に協力いただける人の数が減り続けていくと、結局アイヌ政策に消極的ないし批判的なお考えをお持ちの皆さんが、これをひとつの根拠となさるだろうという懸念があって、アイヌ政策を推進するっていつでもアイヌ民族の数は減っているじゃないかと、少なくとも調査に協力する人がこれだけ減っているじゃないかというふうになっていって、政策の持続可能性にとってかなりの悪影響を及ぼすのではないかと懸念するところがあるのですね。

なので、この調査にご協力いただいた方の数が6回から7回にかけて、7回から8回にかけて、なぜこれだけ減少したのかということについて、もう少し分析があってもいいのかなと思うの

です。

私の印象では、やはり個人情報保護法が制定されたこと、さらに29年か30年にはさらにその適用対象が民間法人だけでなく地方公共団体にも及んだこと。さらに今年度でしたか、デジタル化に備えて情報管理を徹底するように条例の方向性を定めたような法改正があって、これから先、ますますこの点のデリケートな情報を収集することが難しくなるのかなど。先ほどは希望的観測でアイヌ政策推進法の交付金を受けている自治体が増えたことで、情報が増える可能性もあると申しましたが、一方で、保護法の観点からは情報収集の困難さが増してくるのかなど。これもまたバランスということなのだろうと思います。

私は社会調査や統計については素人なものですから、まさに専門的なご意見を伺いたいと思っていることなのですが、調査は継続性が大事でこれまでの方法を変える必要もないし変えるべきではないと私も思っているのですけれども、母集団を限定するとかそういうことではなく、今後の道のアイヌ福祉対策の中身を検討するのに必要なデータとして、こういう調査では回答者数が多ければ多いほど良いというものなのか。ある程度の人数が集まれば質としては十分確定できて、回答者数が例えば1万人が1万5千人に増えたところでそう影響は出てこないのか。その辺の統計学的な知見というのはどういうことになるのでしょうか。

何を申し上げたいのかというと、もしそこでそんなに大きな差は出てこないのだとすると、一定の下限を設定して、それをクリアした段階で、十分、今後の政策検討に必要な回答数は得られたと。その目的は施策の確立に必要なデータを収集することなのだから、それを上回って不必要に個人情報を収集することは個人情報保護の観点から不適切であると。なので、必要な限度で情報を集めますという方法もありうるのではないかと。調査の趣旨にしる、調査項目にしる、何も変えないのだけれども、いわゆる専門家の皆さんから見て、1万の回答者数があればデータとしては十分評価に値しますよ、というようなことがあるのだったら、このような考え方もありなのかなと思ったのですが。

(小内座長)

そもそも問題は今言ったのは統計調査の前にはサンプリングという概念があるので、全数調査ではなくても十分科学的なので、それはしかも母数が増えれば増えるほど把握する割合は少なくて済むのですよ。理屈からいくと。

だからそれはそうなのだけど、問題なのは母集団が確定できないので、そこが一番大きな問題なので、その母集団をできるだけ多く取らないと、そこからどのくらいの割合でサンプリングするかということも決まらない。それで問題になっているのはやっぱりこの母集団がどんどん減っちゃっているという話です。

(貝澤委員)

減ってはいないですよ。

(小内座長)

母集団というか、調査の対象として把握できたのが母集団なのです。実際問題として。そこから

サンプリングしているわけですから。だから母集団は事実上、そこの把握したところで、事前調査で把握した対象が母集団になってしまっているのですよ。

だからそれはおかしいっていう主張をされるのはよくわかるし、確かにそうなんだけど、じゃあ母集団というのはどのぐらいの数があるのか誰も分かっていないわけで、それをできるだけ幅広く捉えなくちゃいけないという、その方法を考えるしかないと思うんですよね。

アイヌ協会さんの会員だけ調べたらそれはそれでまた少ないですからね。

(貝澤委員)

2000人プラスアルファです。会員さんが2000人ですから、その家族を入れれば。

(小内座長)

家族を入れてもこの把握されている……。

(貝澤委員)

この数字には至らないです。

(小内座長)

この数字には至らないですよね。だから協会さんを対象にしてそこを母集団にしてサンプリングするっていっても、それも意味がない。

(落合委員)

要するに事前調査の課題ってというのはその母集団、つまり、いわゆる顕在化しているアイヌの方をいかに見つけるかということだと。

(小内座長)

顕在化していなくてもいいですけど、対象となればいいんだけど。

(貝澤委員)

ひとつずつ当たって協力を求めないと、中々その数というのは出てこないと思いますよ。

(小内座長)

でも今の話を聞いている限り、事務局の説明を聞いている限り、いろいろ懇切丁寧に、道としては、こういうやり方もありますよ、ああいうやり方もありますよというふうに言っているのに、減ってきているとうことは、やっぱり自治体の側の担当者の受け止め方の問題なのかなという気はちょっとしているのだけれども、そこまで詮索する必要はないのかもしれないけど。

だからそういう点からいうと、先ほど出てきていたような道が作った文章を広報に必ず載せてもらうという、そういうやり方をするのは意味があるのかもしれない。それを言わないで口伝えでこうこうやってくださいよって言っただけじゃ、担当の人が「わかった、でも、いないわ。」って

なるのかもしれない気がするので、そうじゃなくて、その地域の人たち全員が目にするような形にして、自発的に協力してくれるような、こういう仕組みを作っていくというのは一つのやり方なのかな。それが本当にうまく機能するかどうかは別問題ですけどね。

それはあとで持ち帰って事務局の方で検討していただければと思います。他に何かこの事前調査、対象者を把握する点でご意見ありますか。

なければ次は個人情報、個人情報は、だけど議論してもしょうがないのでね。だからもしかしたらその自治体の担当者自身が個人情報だということにシュリンクしちゃって、それで・・・

(貝澤委員)

それはあると思います。

(小内座長)

そうなることもあるような気がするので。

(貝澤委員)

現に過去にありました。共有できないと。

(小内座長)

それについては対応したんですよ。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

昨年度までは、各道内市町村それぞれに個人情報保護条例があったので、道としてはこうだと言っても押し切られてしまうところがあったのですが、今は国の個人情報保護法に一元化されております。

前回の調査の時も、「道に回答するに当たっては、回答の内容はそもそも個人情報には該当しませんから調査は法制度的に可能です」という説明を文書でしているのですが、それでもやはり回答困難とする市町村も中にはあったのです。決して多くはなかったのですが。

(落合委員)

個人情報保護法上、基礎自治体単位でやはり情報保護に対する基本方針を決められるようになってしまったので、そこを道が指示したところで、我が市ではこういう条例になっていますと言われると難しい、ということもあるかもしれません。

(小内座長)

一応国にも問い合わせをしてお墨付きはもらっているようですけども。

(松谷アイヌ政策推進局長)

今回新たに国に見解をはかったうえで、また市町村に働きかけをしたいと今、考えております。

それでどれだけ効果がでるかというのはいわゆるわからないのですが。

(小内座長)

個人情報はいくらもここには議論のしようがないと思うので。そのあとのサンプリングの方ですね。サンプリングと調査、要するに個人のアンケート調査ですね。事前調査と地区調査は、事前調査がちゃんとできればそれである程度、あと個人情報の問題にからんで、うまくいくと思うんですけど。アンケート調査の方ですね。ここをどういうやり方でやるのか。一応事務局の案として出てきたのは、従来どおり面接調査を基本とすると。その上で、インターネット調査とか、配布留め置き調査で、郵送で回収というような、そういう方法も希望に応じて組み合わせてやると。

こういう案でしたよね。これについて、どうお考えでしょうか。調査の専門家として。

(野崎委員)

郵送やインターネットの併用というのは回収率を上げるという点では、有効かなとは思いますが、ただ、拝見する限り調査票がかなり難しい構造になっていますので、これを「じゃあ郵送で返してくださいでも構いませんよ」となった時に、かなり情報の信憑性といいますか、そういうのは下がってしまうかなというような気がします。

何度も出ています「継続性」というのを見た時に、どの方法によって収集したデータかというのを分けて分析できると、まだちょっと今までの調査との比較という形が続けられると思うので、面接法はある程度確保した上で、さらにプラスアルファで、インターネットや郵送調査も、という形にした方が、面接と郵送・インターネットとの回答傾向を比較してそんなに大きな差が出ないということになったら、その次の回からは、もうちょっとそちらを増やしていこうかということではできるかな、と思うのですが、いきなり混ぜてしまうことというのは、過去のデータとの比較を考えた時にちょっと心配というか、不安だなと感じました。

(小内座長)

言っている意味がちょっとよくわからなかったのですが、プラスするというのと希望者がこっちを選んでいいということと、どこが違うのでしょうか。

(野崎委員)

この考え方ですと、今までの調査の仕方では訪問して、あなたに答えたくはないです、といった場合は、留め置きでということですので、その方法で聞いて、断られるものは断られるものとして調査をした上で、郵送調査用とインターネット調査用で別途サンプリングをするとか、二つの方法で調査を行うということです。

(小内座長)

それは同じ内容のものを聞くわけですか。

(野崎委員)

そこも問題なんですよ。

ちょっとこの内容で、この調査票を、アンケート調査するのは結構難しいですよ。これ。

(貝澤委員)

受ける側もハードル高いっていうか、第三者に自分の年収だとか借金の数字を見られながら書くっていうのは、かなり抵抗あることだとは思うんですよ。近い関係であったとしても、やっぱりそこは個人情報ということで個人にそれぞれ持ち合わせているレベルがあるものですから、これは見せたくないよというところが一つ現状としてはあるのだと思いますよ。それだけでなくアイヌの状況って厳しい中にある。

それを把握するという部分でいえば、アンケートの取り方について、少し配慮が必要になってくる。どうしてもそここの部分では直接は答えたくないという人はありうると思うんですよ。

そういった部分ではこれ、取り方がこういうふう選択肢が増えるということは、しっかりと書いてもらうというためには、事前に「このところは、必要なところだからはずさないで書いてください」などと説明した上で、「書いたものはここに入れてください」というのは、ありでもいいのかなとは、私は思ったんですよ。

(落合委員)

野崎先生がおっしゃりたいことというのは、要するに今回そういう要望もあり必要性もあるから、いきなり従来調査方法とインターネットやアンケート回収方法を併置するとおそらくみんな同じような事情で従来型ではなく、新しい方に8割型移行してしまう。そうすると過去からのデータとの比較が困難になるから、今年度、今回ばかりは、前回通りやると。でもどうしてもやむを得ないという方のために、仕方がなく、という形で、新しい方法をとって、それはそれとして、収集して従来のデータと突き合わせて、同じように含めて検討するに値するとわかった段階で次回以降からそちらに移行を考えるという手法ではないでしょうか。

(野崎委員)

それでもよいと考えます。

(小内座長)

この話を総合すると、たぶん現実的には、この二つの選択になると思う。

つまり、原則は面接。どうしてもいやだっていう人にじゃこれでやってくれという方法なのか、それとも最初からこの面接とインターネットとこの方法がありますよ、どれにしますかという最初からその三つの選択肢を出す方法と、その違いですね。

(落合委員)

今回は前者で、それで問題ないとわかったら、次回からは後者にしてはいいかかというご提案なんだらうと思います。

(小内座長)

事務局の方は、どっちを想定していました。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

前者です。

(小内座長)

基本的に面接ね。どうしてもいやだというときにこの方法もありますよという提示の仕方ですね。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

調査員が調査票を持って世帯に行ってその調査の内容について、説明をするところまでします。

(小内座長)

そこは必ずやるということですね。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

調査票の回収だけ違う。そういうイメージでした。

(小内座長)

なるほど。

(貝澤委員)

でもそれ、全道一律みんな同じでないよね。私が受けた時は、それではなかったから。

調査員が来なかった。だから、市長との連名で、まずあなたを調査の対象者としていいですかと合意を得て、それから家族の調査票も回ってきましたよ。

(小内座長)

わかりました。貝澤委員の言っていることはわかります。これが実態なんだけど、実際にはこちらの原則は、そうでなくて面接なのに、それなのに調査員がそういうやり方をしちゃうところも実際に調査現場ではありうるの。それはそうだけど、やっぱりでも原則は、調査員が行って、という話ですよ。今回もそれを原則としてもそうでないところが出てくるかもしれない。

(貝澤委員)

それだけ回れるような体制を組んでもらえればいいと思います。調査員の方がしっかり回って、数字として得られる。そのようにするのであればそれに越したことはありませんから、調査員の方を市町村に配置してできるようにしてもらえれば、前者の方でやっていただいた上で。

(小内座長)

まあ、でも最低限、実態は別にして、やり方として絶対に面接でやるというやり方よりは、どうしても難しければ、こういうやり方もありますよ、というのを入れるというのは少しハードルが下がるかもしれないということですね。そうしたら、みんな最初からそれをやってしまう人もいないかもしれませんが。

(貝澤委員)

人が来て、家に上がって書くというのは、ハードルが高いです。

(落合委員)

それこそアイヌのみなさんの誇りを尊重する社会にしましょうというふうになっていけばなっていくほど、ますますそういった自分にとって家族のいわゆる言いたくない部分を言わされるという思いは、高まる可能性はあるわけですから。

そうは言いながらも一方で、過去のデータと比較ができなくなると専門家に言われると、そこは比較できるかどうかを検証したうえで、一期かけて面接以外の方法も、というのが妥当なのかなという気は素人ながら思いました。

(小内座長)

でも今の議論を踏まえたら、原則はこれまでどおりで、それにプラス、やむを得ない場合はインターネットとポスティングもあり、これは一番妥当な方向なんだろうと思います。国勢調査でさえインターネットでオクケーになっていて、インターネットでやるとメイキングの話になって、メイキングというのは誰がやったか、あるいは、面接で言っても面接員が、話聞かずに書いちゃうやつもあるんですよ。メイキングっていう概念なんですけど、そんなの世の中にいくらでもあって、疑いでしたらきりがないので、それはしょうがないですね。

さっき言ったように実際は面接行かずに書いちゃうとか、現実にあるんですもの。だけど原理原則は、面接で、やむを得ない場合にはインターネット、ポスティングを認める。こういうやり方を提起するのは少しやり方をアイヌの人たちに寄り添って変えているんだなというのはわかる気がします。

(佐々木委員)

今回、質問項目が少し増えると思うのですが、原則は面接ですが、例えば答えにくい質問とかがあったり、時間が長くなってしまって、もう時間がないですとなった場合に、残りを郵送とか、インターネットで、ということはできるのでしょうか。それとも、どちらか最初から方法を選ばなければならないのでしょうか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

想定しておりませんでしたけど、少なくともインターネットフォームは道の仕様なので、ある一部だけインターネットで回答して、その残りは調査員が回収するというような方法は可能ではないかと思えます。

想定しているのは調査対象者に番号を付けまして、番号だけでやり取りするということになるので、我々も回答者が誰かわからないし、調査票やデータが我々のところに来た段階で突き合わせすればよいということになるので、匿名性は確保できると思っております。

(佐々木委員)

結構長い調査だと思うのですよね。面接も時間が割とかかるのではないかと想像するのですけど。

(小内座長)

その番号が付けられているのだったら可能ですね。付けられていないのだったら、無記名でやったら無理ですね。突き合わせができない。番号を付けるということは厳密には無記名でないということですが。

ほかに、サンプリングの方法に関してはどうでしょうか。サンプリングでやるわけですよね。最後のアンケート調査は。サンプリングの抽出方法はどういうふうに、さっき言った地域ごとに特徴を選んでということでしたよね。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

まず、私どもで世帯調査を行う世帯をどの地区から選ぶかという、地区を私どもで指定いたします。農村型とか漁村型とか都市型とか、そういうところが偏らないように、そして指定する地区は前回の調査地区と同じところにならないように、そういう配慮をして、地区を指定します。

その地区から、最低10、一般的には20の世帯を調査員に選んでいただく。その調査員が選ぶにあたって、ランダムに選んでいただきたい。そういう方式をとっています。アンケート調査は、その選ばれた世帯の全員に調査票を渡している。そういう方法になっています。

(小内座長)

一般の調査の方法では説明できない方法ですね。なかなかややこしいですね。

(野崎委員)

調査員の方がランダムに選ぶというのは、ある程度リストアップされた中で、調査員の人がその中から、いくつか「本人のやり方」で選んで、尋ねてくださいということですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

ランダムにですが。

(小内座長)

ランダムにということは、どういうことですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

A地区B地区C地区と、この地区を調査対象にしてくださいという指定を道がするのでですね。

それを指定された調査員がその地区の中の調査対象世帯から本当に無作為に、という方式です。

(野崎委員)

その時の無作為は、無作為の指定の仕方はあるのですか。サイコロとか、乱数字とか。

(小内座長)

だから、統計調査上の無作為というのは、デタラメにという意味ではない。例えば名簿があるとすれば、1から100人いたとすれば、ここから10人選ぶとすれば、インターバル10人ずつとか、これがランダムサンプリング。あるいは、さっき言ったサイコロを投げて、10回投げてその目で選ぶとか。そういうのがランダムサンプリングのランダムです。だから、好きに選ぶというのはランダムサンプリングではなくて、調査員が恣意的に選ぶという意味です。

(貝澤委員)

行きやすいところだけでは困ります。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

調査員には「無作為抽出」ということで申し上げているので、「行きやすいところ」との想定は一切しておりません。

(小内座長)

わかりました。実際この調査は難しいと思うからそのやり方で構わないと思うけど、問題は抽出率っていうのかな、それをどのくらいにするのかな。それは最終的に出来上がる600というのを想定して選ぶのですか。

(貝澤委員)

結果なんですよ。6百何十というのは。

(小内座長)

だから、回収率をある程度想定しながら、大きさを決めて選ぶんでしょう、違うのですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

世帯調査として選ばれた世帯の世帯員に調査票を配布して、回収できた調査票が結果的に671になったということです。

(貝澤委員)

300世帯に決まっているので、その家族構成によって変わるのです。二人だったり、三人だったり。

(小内座長)

あと、ちょっと気になったのは、もうこのやり方でやるしかないと思うんだけど、「前回当たらなかった地域」を対象にするというやり方というのが、ちょっと違和感があるのですが。

調査の継続性と言っている割に対象者が変わっている。でももうそれを変えたら意味がなくなるからこれでいいと思いますが、ちょっと独特な調査のやり方だという感じはします。

(貝澤委員)

純粹に比較できないということですね。前回と。

(小内座長)

でも、そもそも全体を把握するのが一番難しいから、今回はそちらの方に注力した方がいいかなという気がします。確かに調査の事前調査で把握できている数がぐんぐん減ってきているからね。これはちょっと、私もしゃべって文句言われたことあるけど、こんな数字出したらアイヌの人口がどんどん減っているという話になってしまうのではないかと言われたことがある。

だけれども、他に頼るべき数字がないので、だから、アイヌ生活実態調査はすごく重要な意味を持っているのですよね。

(貝澤委員)

市町村調査をするにあたって丁寧な数、対象者が出てくるように、前回出にくい状況があったとすればそれを改善してクリアして、今回は前回からこういう部分を少し配慮しているということが伝わるような丁寧な市町村への依頼文が必要になってくると思う。

(小内座長)

他に何かありますでしょうか。

(野崎委員)

あの、すみません。半ば蒸し返してしまうようですが、63市町村で調査をしているということですが、先ほどの話ですと、市町村単位で個人情報保護条例の問題で「回答できない」としている市町村自体があるということですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

そういうことをおっしゃる市町村が、ほんのわずかですがありました。

(野崎委員)

そもそも私たちの市はいるかどうかの調査すら難しいというか、回答できないというか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

事前調査の段階で、「法令上の制約からいるかどうかの回答すら難しい」「一切の協力ができない」

というところはありません。ゼロとか、把握できないからゼロと言ってくる市町村はありました。

(野崎委員)

先生方がおっしゃっていますけれど、この調査のやっぱりちょっと怖いところは、この調査対象者の人数がイコールアイヌの人数っていうことで完全に一人歩きしているところかなと思っていて、この63市町村というのもアイヌの方々が63市町村に住んでいるんだとおそらく把握されているんだと思うんですよね。なので、「ゼロ」と回答するのと「把握できない」と回答するのは結構大きな違いがありますので、そこも合わせて公表すると少しはちょっと意味合いが変わってくるのかなっていう気はするんですけど。

(貝澤委員)

内訳ということですか。

(野崎委員)

分母が179なのか、そこからいくつかちょっと把握が難しいと回答したところを抜いたものが分母にできるのかということ。

(小内座長)

混ぜ返すようで悪いけども、そういう標記の仕方をすれば、やりたくない市町村の担当者が「把握しきれない」という回答を出していいのだな、ということになりかねない気がして、なかなかやっかいだと思う。

ここにいる人たちみたいにみんなしっかり把握しようと思っている人たちばかりでないので、市町村の担当者の中には、しかも担当者が毎年というか、その調査ごとに同じ人がやるというのはむしろ珍しいのではないか。これだけ間隔があくと。だから、全然引き継ぎもなされずに、名簿だけ引き継がれて、名簿がどんどん小さくなっていけば、という話になるので。

名簿の点でいえば、前回の名簿だけでなく、もっと前の名簿も寄せ集めて、それで見てもらうという言い方をしてもよいと思う。実際やるかどうかは相手次第です。

(貝澤委員)

照会のあったある市町村から、「名簿とか含めて道の調査で北海道にお渡ししたので、手元にはないです」と言われたことがあった。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

そのような名簿を道として受け取っているとは聞いたことがありません。

(貝澤委員)

ないですか。ではその町の担当者が引き継ぎも情報もなく、困ってそう言ったのかもしれませんがね。

(小内座長)

それはおかしいですね。だからやっぱりそれは、その職員のやる気といったら変だけど、どれだけ誠実にこれに向き合うかということですね。

まあ、それを言ってもしょうがないので、やり方として従来、何回も調査をやっていて、何年か前までは、各回ごとの市町村別の対象者数や世帯数のデータは作れるのですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

あります。

(小内座長)

そしたらそれを見せれば、昔はいたはずですね。それでこの数が「いなくなった」という意味だけでなく、きちんと把握しきれてなくて、そのようになってしまったものもあって、これについては、各方面からいろいろと異論も出ているから、かつて、昔いたところはもう一度、かなり遡ってでもいいから、過去のデータも見てください、そういう言い方はあってもいいのかなと思います。

それに加えて、全ての住民が見られるような、見るかどうかは別として、広報に道が作った文章を見せるというやり方。そういう組み合わせをして、できるだけ自分がアイヌであると言ってもいいという人をできるだけ多く把握するというふうにした方が良いのではないかな。うそをつかれると困るけれど。

(相田アイヌ政策監)

発言を許されればお話しさせていただきたいのですが。公表をする、何を公表するかということについては、非常に大きな課題になると思うんですね。だから、アンケート調査をやっているという事実はあるのですが、その中身について、どこまでオープンにするのかということについても道としてもいろいろなことを考えながらやっていかなきゃならない。大体統計調査をやるときには、何をオープンにするとか、何を評価するとか、たぶん軸をもってやるという必要性があるのだなと思っておりますので、そのあたりについても、考えていかなければならないかなと思います。

それで、落合先生のお話があったとおり、国が交付金制度というのをアイヌ施策推進法ができた時に作っていただきまして、各市町村にはそれなりのですね、市町村が自由にアイヌの施策について使えるよと国の方にオッケーもらったものについては、お金が使えるという制度になっていて、それを申請している自治体というのはかなり増えて、たぶん私頭に入っていませんけど63以上の対象となる自治体さんで、手をあげようとしているか手をあげているかと思います。ですから少なくともその交付金を使用して、地元の方々の利便性向上に使うということをして市町村で思っているのであれば、少なくとも自治体の中に配慮すべきアイヌの方々がいらっしゃるということは市町村が把握されていると思いますので、そのあたりは、さっき貝澤委員からもご指摘があったとおり、市町村にわかりやすく、わかりますよね、ということ、話をさせていただく必要があるのかなと、それは協会のそこに拠点があるないにかかわらず、市町村さんの方にはしっかりとっていかないとならないのかなと。小内先生の言いたいところもそのあたりなのかなと思っております。

しっかりと、自治体単位で職員さんがモチベーションが上がるようにやる必要性のある仕事なんだということがわかるようなアナウンスメントを道庁としてもやっていかないかとならないのかなと、今日のお話を受けて思った次第でございます。このあたりを少し持ち帰らせていただいて、どうすればよいのかなということを考えさせていただこうかなと考えています。

(小内座長)

なるほど。私はそこまで考えてなかったんですけども。でも、分かりますよ。道と市町村の関係というのは、なかなかややこしい話だと思うので、市町村もやる気が出るようなやり方をしなくちゃいけないというのは、そのとおりだと思うので、そこに、その交付金の話を結び付けるというのは、一つありかなとは思いますが。元々そんな気がないところはどうか、という話ではありますが。

(相田アイヌ政策監)

住民さんの個人的な情報を、戸籍といわれる個人的な情報の根っこを持っているのは、基礎的自治体さんでいらっしゃるんですね。それを道が何か持ってきて、個人的なものを、リストを作るといようなことはさせていただいておりませんので、そのあたりがやっぱり、ベースとなるのは市町村さんの活躍だなというふうには考えてございますけれども。活躍しやすいようなインフォメーションを差し上げないといかんのかなと。

(小内座長)

それは、市町村とのやり取りで困ってらっしゃる道の方でいろいろ頑張っただけだと思います。

それと、公表の仕方の点ですが、これは、私が聞いている限りでは調査票の結果を、全てを公表していないので、公表している部分と公表していない部分があるので、それについては、これまでどおり、その内容の仕分けはまた、見直す必要もあるところがあるかもしれないのですけれども、全てオープンにするということではないということは、少なくともこの委員の中では了解しておいた方がいいと思います。

あとは、実際に調査項目に関して、もうこれはさすがにいらんんじゃない、とか、あるいは、さっきから出ている個人情報の話から言うと、もうちょっとこれは聞き方を変えた方がいいんじゃないとか、あるいはなくした方がいいんじゃないとかそういう話がこの後議論になると思うので、それは、この次の回なのかな。

だけでも、それも含めて議論していくというのを、この検討会議の、少なくとも、今日議論していただきかった、事務局の方で言われた三つの論点ですね、これについては、ある程度話がまとまってきたと思うんですけども、改めて整理しますと、最初の事前調査のところで、どうやって対象者を把握するのか、ということに関しては、これまでやってきた丁寧なやり方だけではなくて、もう少し工夫して、広報とかで道の考え、この調査の意義についてみんなに知らせるということとか、あるいは、市町村がこの調査に積極的に協力するようなモチベーションを上げるような工夫とか、こういうものをしていって、できるだけこのところは改善していこうではないかという、そういう話だったと思います。それを、もう少し具体化するの、ちょっと事務局の方でやっていた

だきたいと思うんですけれども。

それから、個人情報の点では、もうこれはしょうがないですね、という話があったんですけども、公表の仕方とか、あるいは調査項目、これから議論していく中で、そこで少し、個人情報についても工夫が必要ではないかということと、もう一つ、市町村の担当者へのレクチャーとしては、話としては、国に対して、国の見解もきちんと把握して、明示して、納得してもらおうと、こういうようなことですよ。

最後、アンケート調査に関しては、事務局で提示していただいた、面接調査を基本として、やむを得ない場合にはインターネットあるいはポスティングを使った回収の方法、これもOKにしましょうということで、これは合意できたと思いますので、あとは、それ以外のところは、従来通りでいいということになったと思います。

このようなまとめでよろしいでしょうか。今日のところは。

それでは、あと15分しかなくなりましたが、次の回に向けて事務局から何か説明がありますか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

はい。あと残っているのが、二つ目のテーマであります、調査の内容、調査票の内容をどうするかということですが、これは結構な説明の分量が必要になりますので、この時間では時間をオーバーしてしまいそうな感じなものですから、次回にご説明させていただくということでよろしいでしょうか。

(小内座長)

それで、皆さんに事前に見てもらって、意見を寄せてもらおうという話ですよ。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

本日「北海道アイヌ生活実態調査 調査票事務局案に対するご意見等について」という文書をお配りしているのですけれども、本日の残りの資料の2-1、2-2、2-3、2-4、これは調査票を我々がどのようにしていこうか、ということで事務局の案を出したものでございます。

それについて、ご意見、あるいはご質問でもよろしいのですけれども、非常にお忙しいところ恐縮なのですが、できましたら、今月中、4月28日金曜日までにご意見あるいはご質問などを、この下に書いてあります電子メールのアドレスに、様式任意でございまして、ベタ打ちで結構でございますので、お送りいただくと非常にありがたいと思います。

4月28日までということにはさせていただいているのですが、多少、その後でも、連休明けでも間に合いますので、ぜひ、事前にご意見をいただきまして、次回はそれに対していろいろと、事務局としての整理もお伝えできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(小内座長)

これが、この検討部会の一つの大きな柱になるんですね。調査の方法について今日議論したんですね。調査票の内容検討に向けて今日話があったような、様々な状況を踏まえて、いろいろ考えていただければと思います。

では、これを皆さんに対しての宿題とさせていただいて、という形にしたいと思いますので。何か、このやり方について意見、質問はありますか。いいですか。

(野崎委員)

確認ですけれども、これは、今までの調査員が記入する場合ではなく、本人が記入するケースも踏まえて項目を考えているということですよ。場合によっては、これは現物を留め置いて記入して郵送してもらおう、というケースも踏まえて。

(小内座長)

そういうこともあり得るということで。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

そういうことも一部にはあると思いますし。

(小内座長)

基本は面接で。調査員が記入して。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

前回の調査も、ごく例外的に、そういったことも認めてございました。

(小内座長)

野崎委員は、抜本的に変えようとするのですか？

(野崎委員)

そんなに、大幅に変えようとは思わないですけれども。

(貝澤委員)

今の政策の中に反映できるようなことがこの中から集約されるのが望ましいと思います。前回は幼児教育を盛んに言っていたタイミングでしたので、幼児教育のところを聞いたりしていますけれども、今、教育全般について、やはり、意見が多い高校・大学の進学だとか、その進学の、行けない状況だとか、今、国においても奨学金を給付にするというような方針が示されている中で、今のこのアイヌの修学資金について、どのような形が望ましいのかということなんかも、聞けるようにしていく、そういう声が聞けるような調査内容にできればと、全体を見渡した中で思ったものですから、これはまた、この次の意見として、書面によりということであれば、その時にまた。

(相田アイヌ政策監)

いただいた意見は、エクセルで論点整理させていただいて、そこの箇所でこういう趣旨のご意見ですと。それについての検討というような感じで、エクセル表でまとめさせていただきながらやら

せていただこうかなと思ってございますので、ご意見いただいて、そのまま調査票ごとの論点ということで、お示しをするような感じになろうかと思えます。

(小内座長)

じゃあ、それでよろしいでしょうか。ということで、次回は、何日ですか。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

次回は、5月26日の13時半から、この「かでの2・7」の610会議室でございます。

(松谷アイヌ政策推進局長)

別途通知を。

(鶴ヶ崎アイヌ政策課長)

改めてお知らせいたします。

(小内座長)

はい。それでは、時間内に一応収まりました。事務局の方は予定していた内容はしゃべれなかったみたいですが、これで終わりとしたと思います。

次回と次々回、3回で終わりにしたいという意向らしいので、次回に関しては、事前に皆さんが調査票を見て、ご意見を寄せていただければ効率的に議論できますので、ぜひそのようにご協力をお願いしたいと思います。

それでは、今日はこれで解散したいと思います。どうもありがとうございました。

(終了)